

## 大気汚染防止法に係るばい煙発生施設

	施設の種類	施設の規模
1	ボイラー <sup>(※)</sup> (熱風ボイラーを含み、熱源として電気または排熱のみを使用するものを除く)	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 50L/h 以上であること。
2	水性ガスまたは油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭またはコークスの処理能力が 20t/日以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 50L/h 以上であること。
3	金属の精錬または無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉・焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及び煅焼炉(14の項に掲げるものを除く)	原料の処理能力が 1t/h 以上であること。
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、転炉及び平炉(14の項に掲げるものを除く)	
5	金属の精製または鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに 14、24～26の項に掲げるものを除く)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が 1 m <sup>2</sup> 以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が 0.5 m <sup>2</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 50L/h 以上であるか、変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
6	金属の鍛造もしくは圧延または金属もしくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品またはコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力が 200kg/h 以上であること。
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 6L/h 以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が 1 m <sup>2</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 50L/h 以上であるか、変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。
10	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む)及び直火炉(26の項に掲げるものを除く)	
11	乾燥炉(14、23の項に掲げるものを除く)	
12	製鉄、製鋼または合金鉄もしくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上であること。
13	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上であるか、焼却能力が 200kg/h 以上であること。
14	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 0.5t/h 以上であるか、火格子面積が 0.5 m <sup>2</sup> 以上であるか、羽口面断面積が 0.2 m <sup>2</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 20L/h 以上であること。
15	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1 m <sup>3</sup> 以上であること。
16	塩素化工チレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が 50kg/h 以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 3L/h 以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限る、前の3つの項に掲げるもの及び密閉式のものを除く)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が 50kg/h 以上であること。
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が 30kA 以上であること。
21	リン、リン酸、リン酸質肥料または複合肥料の製造(原料としてリン鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するリン鉱石の処理能力が 80kg/h 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 50L/h 以上であるか、変圧器の定格容量が 200kVA 以上であること。

22	フッ酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が 10 m <sup>2</sup> 以上であるか、ポンプの動力が 1kW 以上であること。
23	トリポリリン酸ナトリウムの製造(原料としてリン鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 80kg/h 以上であるか、火格子面積が 1 m <sup>2</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 50L/h 以上であること。
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む)または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 10L/h 以上であるか、変圧器の定格容量が 40kVA 以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 4L/h 以上であるか、変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1 m <sup>3</sup> 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 4L/h 以上であるか、変圧器の定格容量が 20kVA 以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、または濃縮する能力が 100kg/h 以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が 20t/日以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算で 50L/h 以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算で 35L/h(総発熱量 1,406,513kJ/h[336,000kcal/h])以上であること。

(※)「熱風ボイラー」とは、サウナ風呂用の空気加熱器(通称エアボイラー)、あるいはクロードサイクルタイプのガスタービン加熱器などのことです。なお、ボイラーにはアスファルトプラントの重油加熱炉、吸収式冷温水発生機も含まれます。

【備考】重油換算

「重油換算量」とは、液体燃料は 10L、ガス燃料は 16 m<sup>3</sup>、固体燃料は 16kg が重油 10L に相当します。(昭和 46 年 8 月 25 日付け環大企第 5 号環境庁大気保全局長通知)

なお、ガス機関については次の換算式によってください。

$$\bullet \text{重油換算量[L/h]} = \text{換算係数} \times \text{気体燃焼の燃焼能力[m}^3\text{N/h]}$$

$$\bullet \text{換算係数} = \frac{\text{気体燃料の発熱量[kcal/m}^3\text{N}]}{\text{重油発熱量[kcal/L]}}$$